

第3章：災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

第1節：安心安全の地域社会形成

1 消防・防災

現状と課題

- ・近年、大規模な自然災害や複雑・多様化する特殊災害、新種の疾病など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しており、その重要性はますます高まっています。
- ・このように変化する消防・救急環境に適正に対応できるよう、本町と扶桑町で組織する丹羽広域事務組合消防本部と連携しながら、組織力と対応力のさらなる充実が必要になっています。
- ・消防施設及び人員とともに消防力の一つである防火水槽は、昭和32年に設置が始まりましたが、設置から50年を超え老朽化が進んでいます。そのため、計画的な改修が課題になっています。
- ・また、東海地震をはじめとする南海トラフ地震などの大規模地震の発生が懸念される一方で、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加しています。
- ・第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査では、防災・浸水対策は重要度の高い施策に挙げられていることから、住民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の構築が求められています。
- ・これまでも、地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練などを通じて防災組織の連携強化を進めていますが、より実践的な訓練に見直すことなどが必要になっています。
- ・2013（平成25）年度から、行政内部の災害時業務の仕分けと地域防災計画の大幅な見直しを行い、行政無線の更新や拡大、公共施設の耐震化、防災倉庫の整備等を実施し、防災体制の充実を進めてきましたが、一層の防災危機管理体制強化が課題となっています。
- ・地域における自助・共助による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアの充実強化が必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
消防・救急体制に満足している住民の割合	76.6%	78%	80%
防災訓練に積極的に参加している住民の割合	6.1%	9%	12%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
消防・防災	(1) 消防・救急体制の充実	①消防・救急力の充実・強化	31111
		②体制の広域化	31112
		③消防団の活動支援	31113
		④消防水利の充実	31114
	(2) 防災体制の充実	①防災危機管理体制の充実	31121
		②防災情報通信体制の充実	31122
	(3) 地域防災力の強化	①防災意識の向上と防災訓練の普及	31131
		②自主防災組織の充実・連携	31132
		③災害支援ボランティアとの連携強化	31133
		④企業防災の重要性と促進	31134
		⑤広域応援体制の整備	31135
	(4) 災害に強いまちづくり	①浸水対策の充実	31141
		②防災設備の整備・公共施設の耐震化	31142

施策の内容

(1) 消防・救急体制の充実

①消防・救急力の充実・強化

住民の安全を確保するため、丹羽広域事務組合消防本部と連携を取りながら、火災や地震、洪水被害、救急業務に迅速・確実に対応するとともに、消防施設の整備や装備の充実を図ります。

②体制の広域化

増大・頻発する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図り、行財政上の様々なスケールメリットを生かした消防体制の充実・強化を図ります。

③消防団の活動支援

地域ごとの消防団の防災活動を支援するために、町内消防施設や装備の充実、教育訓練等を推進し、常備消防との連携強化に取り組むとともに、消防団の組織編成等を検討し、団員の確保に努めます。

④消防水利の充実

消防活動を行うために必要な消防水利の整備や修繕を進め、その充実に努めます。

また、老朽化する防火水槽の計画的な改修を行い、その防火水槽の整備を進めます。

【主要事業】

- ◆消防施設管理・運営
- ◆消防団活動

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
防火水槽改修数	0基	20基	40基

(2) 防災体制の充実

①防災危機管理体制の充実

防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、企業、ボランティア団体等を含めた防災訓練の充実を図ります。

また、大規模地震発生時における職員初動マニュアルを策定し、災害危機管理研修などを定期的実施して危機管理体制の充実に努めます。

②防災情報通信体制の充実

災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、行政無線、MCA無線*の充実を図るとともに、いち早く住民に災害情報などを配信するため、「あんしん安全ねっと」等による情報伝達システムの普及を推進します。

【主要事業】

- ◆自治体メール配信

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
あんしん安全ねっと登録者数 (防災情報登録件数)	1,837件	1,930件	2,030件

※MCA無線・・・800MHz帯の電波を利用したデジタル業務用移動通信無線。中継局を通じ、マルチチャンネルアクセス方式という複数の定められた周波数を使用して通信を行う。

(3) 地域防災力の強化

①防災意識の向上と防災訓練の普及

住民一人ひとりの防災意識と防災能力の向上のため、より実践的な防災訓練や避難所訓練の実施及び参加者増加を促進します。

また、各種講座や学校教育、広報等を通じて、住民の防災意識と知識の向上を図ります。

②自主防災組織の充実・連携

大規模災害の発生による被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等に組織的に対応できるような実践的な自主防災組織のあり方を検討するとともに、防災関係団体のネットワーク化に努めます。

③災害支援ボランティアとの連携強化

行政、住民、自主防災会など町内のマンパワーだけでは対応困難な大規模な災害が発生した場合には、被災者自身による自立な生活復旧・生活再建を迅速的に支援する、多様できめ細かい災害ボランティアが必要不可欠であることから、その力を十分に発揮できるよう、社会福祉協議会などと連携し、被災地からの支援要請をつなぐ受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくりに努めます。

④企業防災の重要性と促進

災害発生後の企業の事業継続・早期再建のため、企業の防災意識の向上や事業継続計画策定を促進し、防災対策に取り組みます。

⑤広域応援体制の整備

災害発生時に災害応急活動及び復旧活動を速やかに実施するため、近隣団体に加えて遠方に所在する団体との相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図ります。

また、大規模災害発生時における人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点や受援体制の確保・整備に努めます。

【主要事業】

- ◆災害対策

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
食料や飲料水を準備している 世論調査「地震の備え」より	45.3%	46.6%	50.0%

(4) 災害に強いまちづくり

①浸水対策の充実

集中豪雨による浸水被害などを防止し、住民の安全な暮らしを確保するため、流域の土地利用の状況を踏まえた新たな浸水被害防止策が必要であることから、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、河川管理者、下水道管理者及び流域内の自治体と共同で策定した「新川流域水害対策計画」により浸水被害防止を図ります。

②防災設備の整備・公共施設等の耐震化

災害発生時の被害を最小限にするため、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。

また、住宅の耐震化・不燃化を促進するとともに、災害時における避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。

【主要事業】

- ◆調整池整備
- ◆調整池維持管理
- ◆河川排水路整備
- ◆河川排水路維持管理
- ◆住環境整備

関連する計画・条例

- 丹羽広域事務組合格約
- 大口町消防団条例
- 新川流域水害対策計画（平成 19 年 10 月 30 日策定）
（平成 26 年 10 月 17 日一部変更）
- 大口町地域防災計画（平成 26 年度改定）
- 大口町耐震改修促進計画（平成 21 年度～平成 32 年度）

第3章：災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

第1節：安全安心の地域社会形成

2 防犯

現状と課題

- ・防犯活動は「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に基づく自主的な地域活動であり、その活動の目的が明確であることや警察署の協力体制ができていることから、本町においても各地域で積極的に行われています。
- ・本町では、地域住民が主体となった防犯活動が活発化するように、大口町地域安全パトロール協議会を通じて防犯情報や防犯活動時の資器材の提供を行っています。
- ・比較的分かりやすく参加しやすい地域活動であることや、地域での防犯意識の高まりなどから、防犯活動団体は年々増えてきており、青色防犯パトロール活動を地域自治組織単位で始めています。
- ・このように活動が活発化している一方で、長く活動を続けている団体の中には、会員の高齢化により活動を中止する団体も出てきています。
- ・第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査でも、施策の優先度の第3位に「犯罪にあうことのない安心感」があがっており、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、地域住民同士がお互いに顔の見える信頼関係を築き、犯罪抑止機能を強化していくことが重要です。
- ・このため、住民の自発的な活動を支援し、協力する体制を整えるとともに、団体が様々な地域の状況に応じた防犯体制を築き、主体性を持って防犯活動が実施できるようにしていくことが必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
大口町地域安全パトロール協議会 加入人数	1,565人	1,580人	1,600人

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
防 犯	(1) 地域防犯体制の強化	①地域総合防犯対策の実施	31211
		②防犯意識の向上	31212
		③地域の自主防犯活動の支援・強化	31213
	(2) 防犯対策の環境整備	①防犯環境の整備	31221
		②犯罪情報等の提供の充実	31222
		③犯罪の防止に配慮した施設づくり	31223

施策の内容

(1) 地域防犯体制の強化

①地域総合防犯対策の実施

地域の防犯対策として、住宅や交通事情、道路環境、周辺施設などの地域環境や住民による防犯活動の状況などを考慮し、地域住民や活動する団体の意見を聞き、地域自治組織単位で地域特性に応じた総合的な防犯対策を促進します。

②防犯意識の向上

地域住民の防犯意識を高めるため、犯罪発生状況などの情報を定期的に提供するとともに、地域ごとの特性に応じた防犯講座の開催や防犯活動を行い、防犯知識の習得や意識の向上を促します。

③地域の自主防犯活動の支援・強化

大口町地域安全パトロール協議会を核として地域自治組織の協力体制を強化し、町全体の防犯体制の充実を図ります。

また、地域自治組織においては、青色防犯パトロール活動や小学校の登下校時におけるあんしんパトロール団、PTAなどによる校外パトロールなど、自主的な防犯活動団体を相互に連携し、地域の防犯力の強化を図ります。

さらに、防犯研修会などによる新たな担い手の発掘や育成に努めます。

【主要事業】

- ◆地域防犯対策
- ◆防犯対策補助

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
犯罪発生件数	297件	290件	280件

(2) 防犯対策の環境整備

①防犯環境の整備

犯罪の発生を抑止して住民を犯罪から守るため、地域住民の意見や協力を得て、防犯灯や防犯カメラなど防犯設備の整備や維持管理を実施します。

②犯罪情報等の提供の充実

犯罪等の被害を未然に防ぐために、広報紙やホームページなどで防犯対策の必要性を啓発し、防犯意識の向上を図ります。さらにはメールサービスなどを通じて、個人や家庭に対して犯罪発生状況や不審者などの情報を提供します。

また、大口町地域安全パトロール協議会に登録する各種防犯団体向けにも地域安全パトロール情報をメールやファックスで提供し、関係者の情報共有化を図ります。

③犯罪の防止に配慮した施設づくり

道路、公園、広場等の公共の場所において、犯罪の防止に配慮した施設・設備の整備や管理を推進するとともに、民間の施設においても同様の視点から安全に配慮した施設づくりを促進します。

【主要事業】

- ◆自治体メール配信システム

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
あんしん安全ねっと登録者数 (防犯情報登録件数)	1,744人	1,900人	2,000人

関連する計画・条例

- 大口町民安全安心条例

3 交通安全

現状と課題

- ・本町には国道41号と国道155号の2本の幹線道路が通っており、朝と夕方の通勤通学時間帯に交通量が多く、交通事故が多く発生しています。また、町道等生活道路も抜け道として交通量が多くなっていることから、2015（平成27）年3月には豊田区の一部地内をゾーン30速度規制区域に指定しました。
- ・交通安全対策の推進にあたっては、住民に一番身近な市町村や警察署の役割が極めて重要です。その上で、行政、学校、家庭、企業等が役割分担しながらその連携を強化するとともに、住民が交通安全に関する各種活動に様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効です。
- ・さらに、地域の安全性を高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要です。
- ・超高齢社会を迎え、きめ細やかで総合的な交通安全対策の推進が一層必要とされています。また、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築しなければなりません。
- ・特に今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、事故を未然に防止するための対策を強化することが喫緊の課題です。
- ・また、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守るための交通安全対策が一層求められます。このため、通学路における歩道整備などを積極的に推進する必要があります。
- ・自転車は、被害者となる場合と加害者となる場合があることから、それぞれの対策を講じる必要があります。また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景にあり、ルールやマナーに違反する行動が見受けられることから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
交通事故年間発生件数（人身事故）	222件	210件	200件

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
交通安全	(1) 交通安全意識の高揚	①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	31311
		②交通ボランティア等の自主活動の支援	31312
	(2) 交通安全環境の整備	①交通安全施設の整備	31321
		②バリアフリー環境の向上	31322

施策の内容

(1) 交通安全意識の高揚

①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実

県、町、警察、学校、関係民間団体、行政区、地域自治組織、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、お互いに連携を取りながら地域ぐるみの交通安全活動が推進されるよう支援します。

高齢者を中心に、子どもやその親といった多世代が交通安全をテーマにした世代間交流が進むよう努めるとともに、各年代に応じた交通安全教育を行います。

また、交通安全推進協議会の委員による街頭監視活動や、交通安全協力団体による啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚を推進します。

②交通安全ボランティア等の自主活動の支援

通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、行政区や地域自治組織と協力して、各小学校のあんしんパトロール団等の交通安全ボランティアが充実した活動を継続して行えるよう支援します。

【主要事業】

- ◆交通安全教室
- ◆交通安全街頭監視活動

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
交通安全教室参加者数	920人	960人	1,000人

(2) 交通安全環境の整備

①交通安全施設の整備

「人」の視点に立った交通安全対策を推進していくために、通学路など特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備し、きめ細やかな事故防止対策を実施します。

②バリアフリー環境の向上

歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、歩道等の段差解消や危険箇所の改修、路面の凹凸の改善などバリアフリー環境の向上に努めます。

【主要事業】

- ◆通学路危険箇所改善
- ◆交通安全施設整備

関連する計画・条例

- 大口町民安全安心条例
- 第8次大口町交通安全計画
- 大口町通学路交通安全プログラム

第3章：災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

第1節：安全安心の地域社会形成

1 消費生活

現状と課題

- ・消費者を取り巻く環境は、消費・サービスの多様化や超高齢・情報化社会の進展により大きく変化しています。インターネットや携帯電話の普及等により社会生活は便利で豊かになった一方で、新たな形態の詐欺行為など巧妙な手口による犯罪の発生や悪質商法の複雑・多様化など、消費生活に関する問題はますます深刻化しています。
- ・また、国内外で食品の産地や原材料の偽装などが社会問題化し、食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保していくことが求められています。
- ・国は、消費者の権利保護をさらに強化するために、消費者の安全・安心に関わる問題について幅広く所管する消費者庁及び消費者委員会を2009（平成21）年に設置しました。
- ・また、県は消費生活に関する施策について総合的・計画的に推進するため、2010（平成22）年に愛知県消費者行政推進計画を策定し、市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援に取り組んでいます。
- ・本町では、消費生活相談を月1回開催しており、急用の場合には県で対応していますが、今後は県の相談センターが整理統合される方向にあることから、町の相談体制の充実が求められています。
- ・本町では、消費生活講座の開催や消費生活情報紙の配布を通じて、啓発活動や情報提供などを行っています。
- ・消費者である住民が、安全で安心な生活を送るためには、消費者団体と連携・協力しながら、正しい情報を積極的に提供するとともに、幅広い年代を対象とした消費者教育が求められます。
- ・また、消費者トラブルに対して迅速かつ適切な対応が必要となるため、関係機関や関係部署との連携を図り、消費生活相談や消費者被害の支援体制を充実していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
詐欺や悪徳商法に注意している人の割合	80.2%	82%	84%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
消費生活	(1) 消費者活動への支援	①消費者教育の推進	31411
		②情報の収集及び提供	31412
	(2) 消費生活相談体制の充実		31420

施策の内容

(1) 消費者活動への支援

①消費者教育の推進

住民が安心して生活を営むことができる賢い消費者になる上で必要な知識を身につけられるよう、消費生活団体と連携した消費生活講座を継続開催するとともに、子どもから高齢者まで、学校、地域、家庭、職場等の様々な場所で、生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の充実を図ります。

②情報の収集及び提供

悪質商法などの被害や強引な商品・サービス販売のトラブルを未然に防止できるよう、消費者庁や愛知県、独立行政法人国民生活センター等関係機関と連携し、複雑・多様化する商品・サービスの取引形態や犯罪の手口など、消費生活において必要な情報を迅速かつ的確に収集し、広報紙やホームページ、消費生活情報紙などを通じて住民に提供します。

【主要事業】

- ◆消費生活推進

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
消費生活講座出席者数	40人	50人	60人

(2) 消費生活相談体制の充実

多様化する消費生活に関する問題や消費者被害に対応する消費生活相談の開催を通じて、相談者が抱える問題の解決につなげていくとともに、必要に応じて関係機関に紹介するなど、迅速かつ適正な対応に努めます。

また、消費者ニーズに対応するため、県や近隣市町との連携を強化し、消費相談に必要な情報を把握することによって、消費生活相談の資質向上や相談体制の整備・充

実に努めます。

【主要事業】

◆消費生活推進

関連する計画・条例

■愛知県消費者行政推進計画

1. 道路・交通

現状と課題

- ・道路は、円滑で活発な社会経済活動や町民の生活を支える重要な社会資源です。その整備には、用地買収や工事費など多くの事業費と長い期間を要することから、広域的な道路ネットワークや費用対効果を踏まえ、整備計画を見直すことも含めて検討が必要となっています。
- ・町内には、歩道のない道路が数多く存在しますが、歩道を新たに設置するには道路幅員の拡張等のために多くの事業費が必要となります。事業費の縮減や迅速化を図りつつ、歩行者の安全性を高めるためには、路肩部分のカラー塗装（グリーンベルト）などにより歩道設置に替わる対策が求められます。また、近年増加している自転車と歩行者間での事故の発生防止のための対策も求められています。
- ・国道等の主要幹線道路整備の遅れから、渋滞を避けるため集落内の通過交通が多くなっています。そのため、集落内での交通安全を確保する対策が求められています。
- ・町内には建物が立ち並び、狭あい道路*や行き止まり道路が多く存在するため、救急車や消防車の通行、災害時の避難に支障となるなどの問題を抱えています。このため、それらの解消に向けた計画的な整備及び施策の立案が必要となっています。
- ・整備された道路の中には、良好な道路景観を形成するため植樹帯を設けています。近年、維持管理費が増加していることから、剪定・草刈の回数を減らしているため、適正な時期での管理が困難となってきています。そのため、交差点部分の見通しが悪くなり、交通事故の危険性が高まってきているため対応が必要となっています。
- ・町内の道路や橋梁は、高度経済成長期に大量に整備してきたことや交通量の増加と車両の大型化に伴って、老朽化などによる更新が集中してきています。道路や橋梁を根幹的な社会資本として維持保全していくためには、長期的かつ予防的な観点を持った計画的な維持管理や老朽化した橋梁の修繕や架け替えが求められています。
- ・本町では、2005（平成17）年8月からコミュニティバスの有償運行を開始して以来、住民の日常生活の足として毎年利用者数を伸ばしてきました。
- ・2012（平成24）年8月からNPO団体「町民活動まかせてネット」（現：NPO法人「まちねっと大口」）と協働で「コミュニティバスサポート隊」を結成し、月1回の会議を開催し、コミュニティバスの利便性向上や乗客数を増やすための企画を立案、実施しています。
- ・コミュニティバス事業は、公共交通機関がなかった本町に「暮らしの足」を確保するため、利用者のニーズに応じたルート、バス停、ダイヤ改正等により、今日の運行基盤が整っています。また、運行負担金削減策としては、企業等との支援協定による運行支援金やバス車体等の広告収入が貴重な財源となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
段差解消や道幅の確保など歩道の歩きやすさ・安全性の満足度	47.0%	48%	50%
コミュニティバス利用者数	121,518人	130,000人	150,000人

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
道路・交通	(1) 円滑に移動できる幹線道路の整備	①国道（都市間幹線道路）の早期整備の促進	32111
		②幹線道路の計画的な整備	32112
		③都市計画道路の見直し検討	32113
	(2) 安全・快適な道路環境の確保	①歩行者・自転車の安全確保	32121
		②交通安全施設の整備	32122
		③狭あい道路や行き止まり道路の解消	32123
		④道路緑化の推進と地域ぐるみの道路美化活動の促進	32124
	(3) 道路・橋梁の計画的な維持管理	①計画的な維持管理の推進	32131
		②危険箇所の早期発見と計画的修繕	32132
	(4) 人にやさしい移動環境の整備	①コミュニティバスの利便性の向上	32141
		②快適に移動できる交通環境の整備	32142

施策の内容

(1) 円滑に移動できる幹線道路の整備

①国道（都市間幹線道路）の早期整備の促進

都市間を結ぶ幹線道路である国道41号の慢性的な渋滞解消を図るため、6車線化に向けた拡幅工事の早期着工・早期実現の要請に努めます。あわせて、外坪（松山）地区隧道の平面交差化に係る国及び公安委員会等関係機関と協議し、交差点付近の改良工事を行います。

また、国道155号（（都）北尾張中央道）についても、4車線化に向けた拡幅工事の

早期着工・早期実現を国等の関係機関に対して要請します。

②幹線道路の計画的な整備

近隣市町へのアクセスや町内の道路交通の円滑化を図るため、また、集落内等における通過交通の排除を図るため、大口町都市計画マスタープランに基づき、本町の都市骨格を形成する都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。

③都市計画道路の見直し検討

都市計画決定後、長年整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、整備の必要性について再検討し、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。

【主要事業】

- ◆国道 41 号 6 車線化
- ◆国道 155 号 4 車線化
- ◆一般県道小口岩倉線整備

(2) 安全・快適な道路環境の確保

①歩行者・自転車の安全確保

歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置に努めます。

また、歩道設置が困難な通学路に整備したカラー塗装（グリーンベルト）の計画的な再塗装と必要に応じた新規整備、集落内・住宅地内におけるゾーン 30*の指定を進めるなど、安全・安心な歩行者環境の整備に努めます。

自転車と歩行者間での事故防止のため、柏森駅周辺道路など自転車・歩行者の分離が必要な路線に対し、自転車通行帯の整備を検討します。

②交通安全施設の整備

安全・安心な交通環境を確保し、交通事故の未然防止を図るため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。

③狭あい道路や行き止まり道路の解消

集落内の狭あい道路や行き止まり道路を解消し、緊急車両が進入でき、防災能力のある生活空間を形成していくため、大口町道路網整備計画に基づき、地元住民の理解と協力により道路の拡幅工事などを行います。

④道路緑化の推進と地域ぐるみの道路美化活動の促進

快適な道路景観を形成するため、街路樹等による道路緑化の推進と街路樹等の定期的な剪定作業等による道路の適切な維持管理に努めます。

また、道路のアダプトプログラムや地元住民団体などとの管理委託契約を進めるこ

とにより、地域ぐるみの道路及びその周辺の美化活動を促進します。

【主要事業】

- ◆歩道整備
- ◆交通安全施設設置

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
通学路における歩道の整備率	■%	■%	■%

(3) 道路・橋梁の計画的な維持管理

①計画的な維持管理の推進

限られた財源の中で、道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、主要道路や橋梁の点検を行い、効果・効率を重視した長期的な観点から、主要道路の舗装修繕計画や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路・橋梁の計画的な維持管理を推進します。

②危険箇所の早期発見と計画的修繕

道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、定期的な道路パトロールの実施や区長等を通じた地域住民からの情報提供などにより、危険箇所の早期発見と計画的修繕に努めます。

【主要事業】

- ◆主要町道舗装修繕
- ◆橋梁長寿命化修繕

(4) 人にやさしい移動環境の整備

①コミュニティバスの利便性の向上

コミュニティバスの利用促進を図るため、町内企業や住民ボランティア等との連携を通じて、利用者ニーズに応じた運行ダイヤの見直しやバス停増設、表示方法の見直しなどを行い、利用者の利便性の向上を図ります。

②快適に移動できる交通環境の整備

住民が過度に自動車交通に依存することなく、安全・快適に利用できる交通環境を整備するため、歩道部の段差解消やバリアフリー化の導入を進めるなど、徒歩や自転車でも快適に移動できるような交通環境を目指します。

【主要事業】

- ◆コミュニティバス運行
- ◆歩道整備

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成 23 年度～平成 32 年度）
- 大口町道路網整備計画
- 大口町地域交通推進会議設置条例

2 市街地の形成

現状と課題

- ・本町の市街化区域の住宅割合は89%を超えるに至っていますが、未だに約28haの低・未利用地*が存在しています。また、市街化調整区域では、工場跡地の宅地分譲や、近年、立地条件の良さから幹線道路沿いにおいて、大規模な開発計画が予定されています。
- ・このため、適正な土地利用が図られるよう、地区計画等の導入を検討し、秩序ある都市基盤整備と土地利用の誘導を図る必要があります。また、市街化調整区域においては、市街化区域への編入などについても検討し、良好な都市環境の維持・向上を図る必要があります。
- ・住宅が密集した市街地内には道路幅員が4mに満たない狭あい道路が多く存在しています。こうした狭あい道路については、その解消を図るため、住宅の建替えなどに合わせ、道路用地の確保に取り組んできましたが、最近10年間で幅員3.5m未満道路が約5m改良されただけに留まっています。このため、日常生活面や防災的な観点からさらなる対策が必要になっています。
- ・本町は、昭和50年代から土地をめぐる行政活動・経済活動すべての基礎データとなる地籍調査を進めてきました。その実施率については、愛知県内でもかなり高水準にありますが、大規模災害への備えとして、その緊急性が問われている昨今、未着手地区における地籍調査の継続実施が求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	
市街化区域内の低・未利用地面積割合	10.3%	9.5%	8.5%	
地籍調査の進捗率	97.7%	99.4%	99.4%	

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
市街地の形成	(1) 既成住宅市街地の魅力の維持・向上	①住宅市街地の居住環境の向上	32211
		②狭あい道路*や行き止まり道路の解消	32212
		③地籍調査の実施とデータの有効活用	32213
	(2) 計画的な市街地整備・誘導	①低・未利用地の有効活用	32221
		②計画的な市街化区域の拡大検討	32222

施策の内容

(1) 既成住宅市街地の魅力の維持・向上

①住宅市街地の居住環境の向上

快適に暮らし続けることができる魅力ある居住環境を維持・向上していくために、現在の中低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を進めます。

また、人口減少時代に対応した住宅地の持続的な維持・発展を目指し、官民連携による若い世代の移住・定住の促進方策や地区住民が主体になって安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを進めていく方策について検討し、その実施に努めます。

②狭あい道路や行き止まり道路の解消

【「3-2-1 道路・交通」(2) ③の再掲】

③地籍調査の実施とデータの有効活用

土地の最も基本的な情報である地籍を明らかにし、土地に関わる行政活動や経済活動、計画的な土地利用が円滑に行えるようにするため、地籍調査の早期完了と地籍調査データの適正管理と有効活用に努めます。

【主要事業】

- ◆都市計画推進
- ◆地籍調査推進

(2) 計画的な市街地整備・誘導

①低・未利用地の有効活用

市街化区域内で一団のまとまった低・未利用地が残されている地区については、その後の良好な住宅市街地の形成を目指しつつ、地区計画等により市街化を促進します。

②適正な住宅系・工業系の形成・誘導

住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち、土地所有者の合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしく地域経済の活性化に資する企業用地の確保を図る観点から、地区計画等による計画的な市街化区域拡大を検討します。

また、近年、市街化調整区域内の工場跡地の宅地分譲が行われるケースがみられるので、工業系の土地利用を持続的に担保する観点から都市計画法第34条第12号区域指定や地区計画等の適用による土地利用の規制・誘導について検討します。

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 市街化調整区域内地区計画ガイドライン（愛知県）
- 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（愛知県）

3 住宅

現状と課題

- ・本町では、1981（昭和 56）年の建築基準法の改正以前に建てられた木造住宅を対象に無料耐震診断を行ってきました。また、耐震診断の結果に応じて耐震改修費補助を実施してきました。
- ・しかしながら、本町の住宅の耐震化率は約 8 割に留まっており、南海トラフ地震等が懸念される中、人的被害の軽減を図る上でも住宅の耐震化は大きな課題になっています。
- ・また、地球温暖化を始めとした地球環境問題が顕在化する中、長期にわたって良好な状態で住み続けることができ、地球環境にも優しい住宅の普及が期待されています。
- ・町内には、住宅に困窮する低所得者に低家賃で住宅を供給する目的で整備した町営住宅が 54 戸ありますが、中には、築後 45 年以上経過した建物もあり、老朽化が進んできています。
- ・その一方で、高齢単身世帯や障がいのある人が増加することが予想される中、セーフティネットの観点から町営住宅やそれに代わる公的賃貸住宅の必要性が高まってきています。また、少子化傾向にある中、本町の持続的な発展のためには、子育て世代が本町内に定住していくための安価で良好な住宅を確保していく必要があります、その一つの方法として町営住宅やそれに代わる公的賃貸住宅等の必要性が高まってきています。
- ・しかしながら、人口減少時代を控え、将来的には、本町でも民間住宅の空き家（集合住宅）が増加することが予想されます。このような状況にある中、老朽化している町営住宅を建替えたりするのではなく、民間住宅ストックの有効活用による公的賃貸住宅等の供給を視野に入れつつ、計画的な町営住宅の改修、廃止・集約化について検討するとともに、子育て支援のための住宅供給を進めていく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014 年度(平成 26 年度)	2020 年度(平成 32 年度)	2025 年度(平成 37 年度)
住みやすさを感じている人の割合	93.2%	94%	95%
住宅の耐震化率	77%	95%	98%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
住宅	(1) 住まいの安全・安心の確保	① 町営住宅の適正管理	32311
		② 民間住宅の耐震化の促進	32312
		③ 民間住宅のバリアフリー改修の促進	32313
	(2) 優良な住宅の供給支援	① エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援	32321
		② 子育てにやさしい住宅の供給促進策等の検討	32322
		③ 高齢者向け公的賃貸住宅等の供給支援	32323
		④ 適正な画地規模の住宅の供給促進	32324

施策の内容

(1) 住まいの安全・安心の確保

① 町営住宅の適正管理

老朽化し耐用年数を経過した町営住宅は計画的に廃止し、使用できるものは、入居者が安心して暮らせる町営住宅として計画的かつ適切な改修、維持管理に努めます。

② 民間住宅の耐震化の促進

民間住宅の耐震化を図るため、引き続き木造住宅の無料耐震診断や耐震改修補助制度の利用促進を図ります。

また、耐震シェルターの補助制度など、比較的安価な費用負担で町民の命や財産を守ることができる方法を検討するとともに、その普及・啓発に努めます。

③ 民間住宅のバリアフリー改修の促進

長期優良住宅の普及・啓発や高齢者や身体に障がいのある人が自宅で自立した生活を送るために必要な住宅改修支援制度の周知に努めるなど、住宅のバリアフリー化を促進します。

【主要事業】

- ◆ 住環境整備（無料耐震診断・耐震改修費補助）
- ◆ 町営住宅管理
- ◆ 住宅改修助成

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
耐震性がないと判断された木造	10.2%	12.0%	13.8%

住宅のうち耐震改修した住宅の割合			
木造住宅耐震診断補助累計件数	412件	462件	512件
木造住宅耐震改修補助累計件数	29件	39件	49件

(2) 優良な住宅の供給支援

①エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援

環境に配慮した住宅の普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システムなどの利用を促進するとともに、長期優良住宅*など、省エネルギー・省資源型の次世代エネルギーを活用した環境や人にやさしい住まいに関する情報提供や普及啓発に努めます。

②子育てにやさしい住宅の供給促進策等の検討

持続的発展ができる人口バランスのあるまちを目指し、子育て世代を対象とした子育て世帯向けの優良な賃貸住宅や分譲住宅の供給促進、子育て世代に着目した移住・定住促進や住み替え促進につながるような施策や事業を検討し、その推進に努めます。

③高齢者向け公的賃貸住宅等の供給支援

超高齢社会に対応した住宅を供給することが求められていることから、民間ストックを活用した賃貸、借上げなど、新たな公的賃貸住宅のあり方について検討します。

また、県営大口住宅についても、高齢者や障がい者等に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。

④適正な画地規模の住宅の供給促進

適正な住宅環境の整備を促進するよう、一定の基準のもと小規模な開発などに対し、適切な指導・助言に努めます。

【主要事業】

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ◆雨水利用補助制度
- ◆開発・建築

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
長期優良住宅認定件数	52件	60件	70件

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 大口町耐震改修促進計画（平成21年度～平成32年度）

4 上・下水道

現状と課題

- ・本町の上水道事業は、本町と扶桑町で組織する丹羽広域事務組合水道部で実施しており、第3次水道整備計画に基づき、施設と管路の耐震化、老朽化施設の更新及び水圧改善等の配水管布設替え並びに漏水対策を主体に改良事業を進めています。
- ・下水道については、下水道事業普及率の向上を目指して公共下水道の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大を進めています。
- ・現在、五条川左岸処理区については、事業認可区域 305ha の内 276.9ha の整備が完了し、整備率は 90.8% となっており、一方、五条川右岸処理区については、事業認可区域 315ha の内 263.3ha の整備が完了し、整備率は 83.6% で、全体の整備率は 87.1% となっています。また、既に整備された下水道施設の点検、清掃及び補修を計画的に実施し適正な維持管理に努めています。
- ・下水道施設を適正に維持管理していくためには、財源の確保が必要です。国、県等の補助金を有効に活用するとともに、下水道事業経営の安定を図るため、地方公営企業法の適用について検討が必要です。
- ・農業集落家庭排水事業については、供用開始から 30 年ほど経過し、施設の劣化が進行しているため、五条川右岸流域下水道への接続を目指し、事業を進めています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
下水道整備率	87.1%	93%	100%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
上・下水道	(1) 安定的な上水の提供	①上水道施設の計画的な整備・更新	32411
		②上水道の災害対策の推進	32412
		③上水道事業の健全化	32413
	(2) 公共下水道事業の健全な経営	①公共下水道への接続促進	32421
		②下水道経営の健全化	32422
	(3) 公共下水道事業の整備推進	①下水道施設の計画的な整備	32431
		②下水道施設の計画的な補修・更新	32432
	(4) 公共下水道計画区域外における汚水処理対策の推進	①農業集落家庭排水施設の流域下水道への接続	32441
		②農業集落排水施設の計画的な維持管理	32442
		③合併処理浄化槽の普及と浄化槽の維持管理の啓発	32443
	(5) 生活排水対策の強化		32450

施策の内容

(1) 安定的な上水の提供

①上水道施設の計画的な整備・更新

安全な水の安定的な供給を持続するため、丹羽広域事務組合の水道事業を通じて、計画的に老朽化施設の更新とバイパス管路などの管路整備、濁り水対策を実施するとともに、自己水源施設の巡回監視を強化し、水源施設の保全に努めます。

また、有収率の向上を目指して漏水調査を実施するとともに、老朽管の更新や漏水多発箇所への配水管布設替工事を計画的に推進します。

②上水道の災害対策の推進

配水施設、基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時に活動拠点となる施設への供給配水管路の耐震化を優先的に進めます。

また、発災時に迅速に復旧できるよう資材の備蓄を進め、県営水道など外部機関からの応援給水用施設の操作手順等の演習を定期的に行います。

③上水道事業の健全化

収益性の確保及び効率的な組織機構の構築を図り、利用者に対する負担の公平性の視点に立った施設整備や更新計画、財政計画を立て、適切な事業運営に努めます。

(2) 公共下水道事業の健全な経営

①公共下水道への接続促進

公共用水域の水質保全といった公共下水道事業の効果を高めるため、広報紙・ホームページ等による公共下水道への接続についての啓発や戸別訪問による協力依頼を進めます。

また、水洗便所改造資金の融資あっせん制度（利子補給制度）や排水設備指定工事店の紹介に努め、公共下水道供用開始区域における公共下水道への早期接続を促進します。

②下水道経営の健全化

事業の持続的な安定経営を図るため、汚水処理の維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の高水準維持に努めます。

また、経営の健全化を図るため、下水道施設の劣化に伴う補修・更新工事を見据えた適正な下水道使用料の設定と地方公営企業法の適用について検討します。

【主要事業】

- ◆水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
水洗化率	75.9%	80%	85%

(3) 公共下水道事業の整備推進

①下水道施設の計画的な整備

下水道普及率の向上を目指して、公共下水道計画区域内における計画的な管渠整備を進め、下水道整備区域の拡大を図ります。

②下水道施設の計画的な補修・更新

下水道施設の機能維持を図るため、下水道管の点検や清掃といった施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の劣化に伴って必要となる補修・更新工事を計画的に進めます。

【主要事業】

- ◆五条川左岸公共下水道
- ◆五条川右岸公共下水道

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
不明水率(五条川左岸)	63.1%	60%	40%

(4) 公共下水道計画区域外における汚水処理対策の推進

① 農業集落家庭排水施設の流域下水道への接続

農業集落家庭排水事業で生活排水の処理を行っている大口クリーンセンターが老朽化していることから、2020(平成32)年3月までに五条川右岸流域下水道への接続を進めます。

また、それまでの間、大口クリーンセンターの施設維持に努めます。

② 農業集落家庭排水施設の計画的な維持管理

農業集落家庭排水を五条川右岸流域下水道へ接続する2020(平成32)年3月までに不明水率15.0%を目指して、農業集落排水の管渠施設の補修を進めるなど、計画的な維持管理に努めます。

③ 合併処理浄化槽の普及と浄化槽の維持管理の啓発

公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業の計画区域外や農業集落家庭排水事業区域外の地域については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への切替えを促進するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底を啓発します。

【主要事業】

- ◆ 農業集落家庭排水

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
農業集落家庭排水右岸接続	—	完了	完了

(5) 生活排水対策の強化

食材の残さや油脂類などによる下水道施設への負荷軽減を図るため、広報紙やリーフレットなどを通じて、下水道利用者に生活雑排水に対する配慮を促すための情報提供や意識啓発に努めます。

【主要事業】

- ◆ 下水道啓発

関連する計画・条例

- 丹羽広域事務組合地域水道ビジョン(平成21年度～平成30年度)
- 第3次水道整備実施計画(平成23年度～平成32年度)

- 全県域汚水適正処理構想（平成 23 年 8 月策定）
- 大口町下水道条例
- 尾張都市計画大口下水道事業受益者負担金に関する条例
- 大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- 大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例

1 生涯学習

現状と課題

- ・ICT化、グローバル化の進展など、急激に変化する社会経済の変化に対応する中、また、社会の成熟化に伴って幅広い年代において学ぶことへの意欲が高まる中、学校教育のみならず、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる生涯学習社会の構築が求められています。
- ・本町においても、2003（平成15）年度に生涯学習基本構想が策定されてからは、生涯学習関連団体が増加してきており、各団体が文化祭や公共施設を利用した講座、イベントを開催しています。また、文化・芸術・教養講座・イベント等の学習情報は、主に広報紙、広報無線、ホームページを通じて住民に提供しています。
- ・近年では、各行政区や地域自治組織、子ども会、NPO団体、文化・芸術活動団体などの住民活動が活発になり、イベントや学習機会の提供を独自で企画運営できるようになり、生涯学習社会の実現に向かって前進しています。
- ・2014（平成26）年度に実施したアンケート調査では、文化・芸術を含む生涯学習に参加した人の割合が3割程度と少ない割合にとどまっています。また、団体の活動が活発化したことにより、事業内容や対象者、実施時期が重複して参加者の減少を招くといった問題も生じています。
- ・今後は、相互の情報交換や調整など連携強化を図りつつ、より多くの学習機会を住民にわかりやすく提供していく必要があります。また、ICT機器を有効活用した情報発信も積極的に推進し、さらにわかりやすく提供していく必要があります。そして、生涯学習を行っていない人に対しても活動を促すような新たなアプローチを検討するとともに、文化・芸術活動を含めた生涯学習支援機能を持った場所を確保する必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
生涯学習講座のメニューの数の満足度	59.5%	65%	65%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
生涯学習	(1) 知の循環型社会の形成		41110
	(2) 生涯学習の充実	① 幼児教育・学校教育・家庭教育の充実	41121
		② 住民ニーズに応じた生涯学習の充実	41122
		③ 生涯学習を通じた生きがいづくり	41123
		④ 学校支援本部の充実	41124
	(3) 生涯学習推進体制の充実	① 生涯学習支援機能の充実	41131
		② 生涯学習の地域リーダーの育成	41132
	(4) 文化・芸術活動の支援	① 住民の文化・芸術活動への支援	41141
		② 文化・芸術活動の発表機会の充実	41142
		③ 文化協会等への活動支援	41143
	(5) 文化・芸術活動にふれる機会の充実		41150

施策の内容

(1) 知の循環型社会の形成

生涯学習を志す個人や団体が連携し、自らの学習活動で得た知識や技術を社会に還元することで、社会全体の持続的な教育力の向上やまちづくりに貢献するといった「知の循環型社会」を推進します。

(2) 生涯学習の充実

① 幼児教育・学校教育・家庭教育の充実

生涯を通じて自ら学ぼうとする意欲を持ち、自主的に学習するため、乳幼児教育や学校教育において生涯学習の基礎を育む環境を整備するとともに、家庭や地域の教育力の向上と、世代や分野を超えた団体相互の多様な交流を促進します。

② 住民ニーズに応じた生涯学習の充実

より多くの住民が新たに生涯学習を始め、そして楽しく充実感を感じながら継続できるよう、アンケート調査などを通じて住民の生涯学習ニーズの把握に努め、講

座内容の充実や開催方法の見直しなどを検討します。

③生涯学習を通じた生きがいつくり

より多くの住民が、生涯学習活動を行うことにより、その成果を活かし、地域の仲間や居場所を得て生きがいを得られるようにするため、生涯学習関連団体への情報発信の支援や自主的な地域活動・サークル活動を支援します。

④学校支援本部の充実

暮らしに身近な学校が生涯学習の拠点となるよう、地域社会の協力によって大人と子どもが関わり合える場を創出し、継続的なボランティア活動を中心とした住民の生きがいつくりや地域の教育力向上を支援します。

【主要事業】

- ◆家庭教育推進
- ◆生涯学習講座
- ◆学校支援本部活動

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
学校支援地域本部事業ボランティア登録数	97人	100人	100人

(3) 生涯学習推進体制の充実

①生涯学習支援機能の充実

住民一人ひとりが生涯学習に取り組む機会が得られるよう、学習機会の提供、情報の収集・発信、人材の育成などを支援するとともに、生涯学習コーディネーターの育成や、NPO団体と地域との連携強化を図ることなどを目的とした生涯学習支援機能を持った場所の確保に努めます。

②生涯学習の地域リーダーの育成

地域における生涯学習を推進するため、継続的に生涯学習活動に取り組んできた人材など、地域の優れた人材を発掘しその活動を支援するとともに、地域のリーダーとして、その技術や知識を生かしていけるような環境づくりや人材育成に努めます。

【主要事業】

- ◆生涯学習
- ◆生涯学習活動推進

(4) 文化・芸術活動の支援

①住民の文化・芸術活動への支援

住民の文化・芸術活動を活性化するため、優れた芸術・文化を鑑賞できる機会を

充実するとともに、多様なスタイルでの学習機会の提供を図り、住民の自主的な文化・芸術活動、グループづくりを促します。

また、文化・芸術活動をする団体に対して文化協会やNPO団体としての登録を呼びかけることによって、登録団体数の増加を図るとともに、発表の機会や活動支援に関する情報提供を行い、活動の充実を支援します。

②文化・芸術活動の発表機会の充実

町内での文化・芸術活動の掘り起しを図るために、行政とNPO団体が協働委託事業として音楽イベントなどの各種事業を開催し、より多くの住民が主体となって企画から運営に携わりながら発表する機会の充実を進めていきます。

③文化協会への活動支援

文化協会が、今後もより多くの住民の文化・芸術活動のけん引役として、団体相互の連絡・調整や会員相互の教養の向上、文化活動の充実と発展を図れるようにするため、世代間交流を通じて若年層の新規加入促進や活動・発表の場の提供、情報発信などを行い、組織の活性化や自立した運営につながるよう支援します。

【主要事業】

- ◆文化協会支援

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
文化協会会員数	510人	520人	530人

(5)文化・芸術にふれる機会の充実

住民が様々な文化・芸術活動に親しみ、生活の質を高め、生きがいつくりにつながられるようするため、優れた文化・芸術を鑑賞できる機会の拡大や自主的な文化・芸術活動の推進に努めます。

また、文化・芸術のさらなる振興を図っていく上での基礎資料を得るため、文化・芸術に関する住民ニーズを把握するためのアンケート調査や他市町の動向調査を行います。

【主要事業】

- ◆生涯学習講座
- ◆生涯学習活動推進

関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想（平成26年度改訂版）

2 文化遺産の保護・継承

現状と課題

- ・先人たちの様々な営みや暮らしを通じて生み出され、私達の身近な暮らしとともに継承・発展されてきた文化遺産は、本町の歴史を語り住民の郷土愛を育むための大切なよりどころとして、将来の世代へと伝承していくべき貴重な地域の宝です。
- ・本町の文化遺産は、有形無形を問わず調査・研究を進め、特に重要な物件は指定文化財として保護・保存に努めてきました。今後も指定文化財に限らず、郷土に残る文化遺産の調査・記録に努め、積極的な保護・活用を継続する必要があります。
- ・地域のつながりが希薄化する中、より多くの住民が郷土の歴史を知り、我が町に対する郷土愛と誇りを高めることは、まちづくりの担い手としての意識を醸成し、この町をさらに活性化するために重要な意味を持っています。
- ・地域に残る伝統芸能は、各地区の祭礼等で行われているほか、金助桜まつりや小口城址公園を会場に年1回開催されている伝統芸能発表会を通じて、その保存の必要性等の啓発に努めています。しかし、近年はどの地区も深刻な後継者不足に悩まされており、今後の継承が懸念されています。
- ・歴史民俗資料館の常設展示室は、開館から約20年を経過し、多様化・高度化する住民ニーズに応え、魅力的かつ効果的な展示にするために、「体験・滞在型」へのリニューアルが必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
入館者数	15,167人	15,500人	20,000人

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
文化遺産 の保護・継 承	(1) 文化遺産の保護・継承	①文化遺産の調査・保護の推進	41211
		②文化遺産を活用した学習機会の提供	41212
		③伝統芸能の振興と次世代への継承	41213
	(2) 歴史民俗資料館の運営	①展示内容の充実	41221
		②小中学校との連携	41222
		③所蔵資料の整理及び活用	41223
	(3) ひと・モノ・情報・文化の交流拠点づくり		41231

施策の内容

(1) 文化遺産の保護・継承

①文化遺産の調査・保護の推進

専門家や地域住民の協力を得ながら、過去から現在に至るまでの幅広い分野の文化遺産を適切に保護・継承するとともに、新規の指定文化財を発見するための調査・研究に努めます。

②文化遺産を活用した学習機会の提供

住民が郷土の歴史や文化を知ることによって知的欲求を満たし、郷土愛を深められるように、出前講座や史跡での現地解説を実施するなど、文化遺産を活用した学習機会を積極的に提供します。

③伝統芸能の振興と次世代への継承

地域住民が主体となって、伝統芸能を始めとする地域の文化の振興に努め、次世代に継承していけるようにするため、住民団体や企業、小中学校と連携して、各地域に残る伝統芸能等の保護・啓発を行うとともに、発表の場や次世代との交流の場を提供します。

【主要事業】

- ◆文化財保護
- ◆文化財マップの作成
- ◆学校や老人クラブへの出前講座
- ◆郷土を愛する心を育てる活動
- ◆伝統芸能発表会
- ◆お祭りたいけん広場

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
出前講座・授業開催数	20件	25件	30件

(2) 歴史民俗資料館の運営

① 展示内容の充実

歴史民俗資料館の常設展示室は、文化財収蔵庫と併せて展示品の見直しを行い、「見学主体」から「体験・滞在型」にリニューアルして、新たな利用者を開拓し、入館者数の増加を図ります。

また、企画展示室で年4回開催される企画展は、春の「端午の節句」や冬の「ひなまつり」を継続するとともに、夏は子ども向け、秋は郷土ゆかりの内容を中心として見直しを行うなど、住民の知的好奇心を刺激する企画展の開催とその積極的なPRに努めます。

② 小中学校との連携

子どもたちの郷土愛を育み、本町に住む誇りを高めるため、小中学校との連携を強化し、歴史民俗資料館や文化財収蔵庫の見学、グループ学習を受け入れるとともに、出前講座や所蔵資料の貸出しを行うなど、効果的な郷土学習を支援します。

③ 所蔵資料の整理及び活用

郷土に残る資料の収集を積極的に行うとともに、文化財収蔵庫の見学会の実施や所蔵資料の貸出し、出前講座や回想法への利用など、積極的に所蔵資料を活用し、住民が親しめる機会を提供します。

【主要事業】

- ◆ 歴史民俗資料館運営

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
所蔵資料点数	10,387点	11,300点	12,300点

(3) ひと・モノ・情報・文化の交流拠点づくり

郷土資料の収集や情報発信など、事業に共通点の多い図書館との連携を強化することで、それぞれの特色を生かして多様な企画・展示が可能となり、互いの集客力向上にもつながることが期待されることから、新図書館の建設計画では一体的な整備を検討します。

【主要事業】

- ◆ ひと・モノ・情報・文化の交流施設建設計画

関連する計画・条例

- 大口町文化財保護条例（19年3月27日制定）

3 図書館サービスの充実

現状と課題

- ・本町の図書館は、長きにわたり着実に数多くの資料を収集、整理、保存、提供することで、住民の知的欲求を満たし、生涯学習を支える最も身近な公共施設として、その役割を果たしてきました。
- ・近年の図書館は、「貸出し中心」から「滞在型」に移行する傾向にある中、本館は中央公民館3階に整備されていることでスペースにゆとりがないため、多様化・高度化する住民ニーズに応えることが難しい状況にあり、新図書館建設を含めて施設の在り方を抜本的に検討する必要があります。
- ・現在、住民の読書活動を促進するために、月1回のおはなし会に加え、毎月、児童センター等へ出かけて読み聞かせを実施し、乳幼児の読書活動の推進などに努めています。今後も、図書館運営を支えるボランティアの発掘や育成、読書通帳の導入など、新たな取り組みが求められます。
- ・限られた財源の中で、図書館資料を充実して図書館サービスの向上を図るために、今後は、雑誌等のスポンサー制度の導入といった新たな仕組みについても検討が求められます。
- ・多様化・高度化する住民ニーズを把握するためには、利用者との情報交換や学校司書、子育て支援団体とのネットワークの形成が必要です。
- ・郷土資料は、その保存を主たる目的として収集していますが、町を知り、愛着と誇りを持ち、そして新たな町の魅力の創造につなげるため、図書館には過去から現在まで幅広い郷土資料を積極的に収集して、提供することが求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
図書館の満足度	48.9%	55%	80%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
図書館サービスの充実	(1) 利用者ニーズにあった図書館サービスの提供	①図書館資料の充実	41311
		②利用者との情報交換	41312
		③レファレンス機能の強化	41313
		④企画展示の強化	41314
	(2) 子どもの読書活動の推進	①乳幼児の読書活動の推進	41321
		②児童生徒の読書活動の推進	41322
	(3) 住民・企業・行政の協働による図書館サービスの支援体制の充実	①読み聞かせ等のボランティア育成	41331
		②雑誌・貸出し用袋等のスポンサー制度の導入	41332
		③学校司書や子育て支援団体等とのネットワークの形成	41333
	(4) 新図書館を核とした人が集う複合施設の建設	①ひと・モノ・情報・文化の交流拠点	41341
		②生涯学習や住民活動の機会の提供	41342
		③幅広い郷土資料の収集と発信	41343

施策の内容

(1) 利用者ニーズにあった図書館サービスの提供

①図書館資料の充実

施設の容量に限界があるため、今後の施設のあり方を検討しながら、蔵書全体の中で児童書の比率が高いという本館の特徴を生かしつつ、さらに幅広い年齢層のニーズに応えられる資料の収集に努めます。

②利用者との情報交換

常設の投書箱を設置して、運営に関する意見や企画のアイデア、お勧めの本の紹介などを把握・収集するとともに、それらを掲示板で紹介したり企画展示に反映したりしながら、利用者の声を生かした運営に努めます。

③レファレンス*機能の強化

図書館利用者の学習・研究・調査等に必要な情報や資料を的確に提供し、その活動

を支援するために、職員のレファレンス能力の向上に努めるとともに、データベースを積極的に活用し、レファレンス機能の強化に努めます。

④企画展示の強化

時事・季節の本の特集コーナーを活用して、毎回さまざまなテーマを取りあげて幅広く図書の紹介を行い、利用者の新しい図書との出会いを積極的に支援します。

【主要事業】

- ◆図書館運営
- ◆企画展示

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2013年度(平成25年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
蔵書点数	84,384冊	90,000冊	105,500冊
貸出点数/人口	10.9冊	12冊	12冊

(2) 子どもの読書活動の推進

①乳幼児の読書活動の推進

児童センター等への出張読み聞かせ会や社会福祉協議会と連携したブックスタート事業を継続するとともに、おはなし会のポスターを公共施設や駅に掲示したり、保育園等へチラシを配布したりするなど効果的なPR活動を通じて参加者の拡大に努め、乳幼児の読書活動を推進します。

②児童生徒の読書活動の推進

子ども1日司書さん体験講座や中学生の職場体験を通じて、司書の仕事を経験することにより、図書館に対する好奇心を高めるとともに、学校図書館への団体貸出し*を実施し、児童生徒の読書活動を推進します。

【主要事業】

- ◆おはなし会・上映会
- ◆出張読み聞かせ会
- ◆子ども1日司書さん体験講座
- ◆ブックスタート
- ◆読書通帳

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2013年度(平成25年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
おはなし会・上映会参加者数	210人	300人	500人
児童図書点数	32,390冊	34,500冊	41,500冊

(3) 住民・企業・行政の協働による図書館サービスの支援体制の充実

①読み聞かせ等のボランティア育成

定期的に幅広い年齢層を対象とした読み聞かせ等の講習会を開催し、本に親しむことの重要性を学んだり、必要な技術の習得につなげるとともに、発表や活動の場を提供することで、ボランティアの育成につなげます。

②雑誌・貸出し用袋等のスポンサー制度の導入

新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図るため、雑誌や貸出し用袋、館内で使用するカゴを広告媒体として利用する町内外の企業・団体を募るなど、スポンサー制度を導入します。

③学校司書や子育て支援団体等とのネットワークの形成

学校司書との情報交換により児童生徒の興味や関心にあったヤングアダルト本等の充実を図るとともに、子育て支援団体と協力して多彩なおはなし会を開催するなど、関連する組織・団体とのネットワークを通じて質の高い図書館サービスの提供をめざします。

【主要事業】

- ◆読み聞かせ講習会

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値			目標値		
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
ボランティア登録者数	2人	12人	20人			
スポンサー登録数	0団体	10団体	20団体			

(4) 新図書館を核とした人が集う複合施設の建設

①ひと・モノ・情報・文化の交流拠点

現在の施設の容量には限界があるため、住民や利用者の声を反映しながら、多様化・高度化する住民ニーズに応えるとともに、多様な世代が集い交流できるように、図書館を核とした滞在型の複合施設の建設計画を進めます。

②生涯学習や住民活動の機会の提供

図書館が、参画と参加のまちづくりやまちの元気コミュニティ創造の拠点の一つとなるよう、様々な生涯学習や住民活動の実践・発表の場を提供し、参画と参加のまちづくりや元気コミュニティ創造の推進を側面的に支援します。

③幅広い郷土資料の収集と発信

古いものから新しいものまで、積極的に幅広い分野の郷土資料の収集に努めるとともに、町内企業の専用書架の設置や求人情報の掲示など、地域の新たな特色や魅力を情報発信します。

【主要事業】

- ◆（仮称）ひと・モノ・情報・文化の交流施設建設計画

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2013年度(平成25年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
入館者数	104,212人	120,000人	200,000人
郷土資料点数	2,580点	2,700点	3,000点

関連する計画・条例

- 大口町立図書館の管理運営に関する規則

4 スポーツ

現状と課題

- ・日頃からスポーツを通じて、年齢、性別を問わず心身の健康や活力をつけることが、健康増進や生活習慣病の予防にもつながります。そのため、軽スポーツや生涯スポーツなどによる体を動かすきっかけとなる機会の提供や継続できる取組が必要です。
- ・本町には「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」日頃からスポーツを楽しむことができる社会の実現を目指す総合型地域スポーツクラブがあり、幅広い世代を対象にしたスポーツや健康に関する協働事業を積極的に進めています。
- ・スポーツ推進委員や体育協会及び加盟団体、スポーツ少年団各単位団、個人のグループ、その他NPO団体など、様々な団体が多方面で活動しています。これらのスポーツ団体が、互いの利点を理解し連携と協力を深め、一体的にスポーツの普及と振興を図ることが求められます。また、こうした住民主体のスポーツ活動の支援並びに指導者やリーダーの育成が必要です。
- ・スポーツ施設や学校体育施設開放は、日常的なスポーツや健康づくりの場として、多くの個人・団体に積極的に利用されています。今後、利用者が快適に施設を利用できるように、利用者の立場に立って使いやすい運営に努めるとともに、長期的な展望を踏まえ、施設・設備の定期的な点検や修繕、計画的な改修や整備を進めることが必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度	58.6%	60%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
スポーツ	(1) スポーツの普及と振興	①生涯スポーツの普及	41411
		②スポーツを通じたふれあい・交流・ネットワークの充実	41412
	(2) 指導者・団体の育成と充実	①スポーツ指導者の養成・確保	41421
		②スポーツ団体の育成	41422
	(3) 既存施設の充実と有効活用	①スポーツ施設の機能充実	41431
		②学校体育施設の有効活用	41432

施策の内容

(1) スポーツの普及と振興

①生涯スポーツの普及

乳幼児から高齢者までの多様な世代やライフスタイルに応じて、多くの住民が気軽に参加でき、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、参加しやすく健康にも意識したスポーツ教室やレクリエーション、イベントを開催し、生涯スポーツの普及と振興に努めます。

②スポーツを通じたふれあい・交流・ネットワークの充実

町民体育祭、桜並木健康ジョギング、各種スポーツ大会などのスポーツやレクリエーションを通じ、世代間や地域住民同士の触れ合いや交流の場の提供に努めます。

また、スポーツ関係団体やNPO団体とのネットワークを利用し、協働による地域間の絆づくりのためのスポーツ活動を促進します。

【主要事業】

- ◆社会体育振興

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値			目標値		
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)			
町が主催したスポーツ大会・教室の参加人数	995人	1,100人	1,200人			

(2) 指導者・団体の育成と充実

①スポーツ指導者の養成・確保

スポーツの目的や役割はライフステージによって異なるため、子どもや大人、競技者などの様々な分野やレベルを対象にした指導者の養成が必要となります。日常的な健康づくりから競技スポーツの技術力向上まで、幅広い取組を推進するために、スポーツ推進委員や各スポーツ団体での指導者・リーダーなどの養成・確保に努めます。

②スポーツ団体の育成

スポーツの普及・振興に寄与している体育協会の組織・活動の活性化につなげるため、各団体における若い世代の協力と参加を促進します。

また、スポーツ少年団では会員減少等により活動に支障もみられることから、青少年の健全育成を目指すためにも、さらなる運営の改善や広報活動に努めます。

【主要事業】

- ◆団体育成
- ◆指導者育成

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
スポーツ少年団指導者有資格者 (指導者に対する割合)	36.0%	40%	50%

(3) 既存施設の充実と有効活用

①スポーツ施設の機能充実

多様化するスポーツニーズに対応するため、指定管理者制度を継続し、利用に関する情報提供や利便性の充実、各スポーツ施設における適正な管理・運営を進めます。

また、日常の施設管理と合わせて、長期的な展望を踏まえた施設・設備の修繕や改修などについても、指定管理者と連携協力して問題解決にあたります。

②学校体育施設の有効活用

身近なところで気軽に運動できる場所を確保するため、引き続き、小中学校の運動場や体育館を開放するとともに、利用者の利便性の向上に努め、広く住民にスポーツ活動の場の提供を図ります。

【主要事業】

- ◆施設管理

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
スポーツ施設利用者数	500,360人	510,000人	520,000人

関連する計画・条例

■大口町生涯学習基本構想（平成 26 年度改訂版）

1 男女共同参画

現状と課題

- ・近年は、女性の社会進出や少子高齢化の進行などを背景として、ワーク・ライフ・バランスなどの視点から男女共同参画の重要性が増してきています。
- ・国は2007（平成19）年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、2015（平成27）年3月には内閣府の男女共同参画局において「仕事と生活の調和推進のための啓発のあり方に関する調査研究」の報告書が発表されています。
- ・県でも「女性が元気に働き続けられる愛知」の実現に向け「あいち女性の活躍推進プロジェクト」を推進しています。
- ・ワーク・ライフ・バランスは、子育てをしながら仕事を続けるための子育て支援策との連携や、長時間労働や非正規雇用などの労働問題との関連、仕事と家庭に対する意識の男女間や世代間の違いなど、その実現にあたって様々な問題を抱えており、女性だけの問題でないことは明らかです。
- ・このため、本町では、男女共同参画社会の推進は女性のため施策ではなく「すべての人にやさしいまちづくり」であることを意識づけるための啓発活動を実施しています。
- ・引き続き「おおぐち男女共同参画プラン」に基づき、時代の状況に応じた様々な課題を拾い出し、住民団体の柔軟な視野と発想でわかりやすい啓発活動を実施していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
審議会等への女性の登用率	17.9%	20%	30%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
男女共同参画	(1) 個を尊重する人づくりの推進	①協働による男女共同参画の推進	42111
		②男女共同参画の情報提供の充実	42112
		③家庭・学校・地域における男女共同参画の推進	42113
	(2) すべての人が参画する社会づくりの推進	①政策方針決定への女性の参画の拡大	42121
		②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	42122
		③男女が共に働きやすい環境づくり	42123

施策の内容

(1) 個を尊重する人づくりの推進

①協働による男女共同参画の推進

「第三次おおぐち男女共同参画プラン」に掲げた基本目標「男女が共に生き 共に輝く まちづくり」の実現に向けて、住民団体との協働を通じて、生活者としての視点や人権尊重の視点から男女共同参画社会づくりを総合的かつ継続的に推進します。

②男女共同参画の情報提供の充実

広報紙やホームページを通じた情報提供による啓発活動を推進するとともに、啓発用のDVDやリーフレットの作成・配布などにより、住民や学校、企業などにおける効果的な啓発を行うための様々な情報提供を拡充します。

③家庭・学校・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画に対する意識啓発や理解促進を図るため、国の動向や社会的な課題、住民に関心の高いテーマなどを踏まえた研修や講座・講演会など、学習の機会を拡充します。

また、幼少期から高齢者まで男女共同参画に関するあらゆる教育活動を推進します。

【主要事業】

- ◆男女共同参画協働委託

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値
-----------	-----	-----

	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
講演会・研修会への参加者数	50人	80人	100人

(2) すべての人が参画する社会づくりの推進

①政策方針決定への女性の参画の拡大

男女が互いに協力し合える社会づくりを進めるために、政策決定の場における女性の登用を積極的に働きかけます。

また、地域や職場、家庭などにおいては、性別による役割が固定化されることのないよう、積極的に男女共同参画の情報提供と意識啓発に取り組みます。

②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

活力ある地域づくりに向けて、時代の変化に応じた地域の制度・慣行の見直しを促すとともに、様々な地域活動への女性リーダーの登用や、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。

③男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に仕事と生活の調和を図りながらイキイキと働くことができるように、就労における男女格差の是正や女性の就業機会拡大の支援、男女共に働きやすい職場環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの啓発などを通じて、多様な働き方を可能にする環境づくりを進めます。

また、働く男女が仕事と家事・育児・介護などを両立できるよう、育児休業・介護休業制度などの保育・介護サービスの周知を図り活用を促進します。

【主要事業】

- ◆男女共同参画啓発紙の発行

関連する計画・条例

- 第三次おおぐち男女共同参画プラン（平成25年度～平成29年度）

1 多文化共生・交流

現状と課題

- ・本町では、愛・地球博一市町村一国フレンドシップ事業をきっかけに、草の根の国際交流活動を推進するNPO団体が設立され、国際理解講座等を実施しています。講座等への参加を通じて、多文化共生社会の実現に向けた各種事業に参画するボランティア等の人材が発掘・育成されていくことが求められます。
- ・2009（平成21）年度より大口町海外派遣事業を開始し、毎年、町内の中学3年生・高校生・大学生を海外に派遣しています。この事業を通じて、これまでの参加者で組織するNPO団体が設立され、この団体が、渡航前の事前研修や報告会実施に向けたサポートをしており、若者がまちづくり活動に参画する機会の一つになっています。
- ・2014（平成26）年度に開設した大口町日本語教室には、本町及び近隣市町の外国籍住民が参加し、仲間づくりの場になりつつあります。今後は、外国人住民の居場所づくりの一翼を担う拠点として、町民活動センターに多文化共生の機能を盛り込んでいく必要があります。
- ・日本語指導が必要な子どもの増加に伴い、日本語の学習の機会が少ないと思われる外国人住民の保護者への支援の必要性が高まっています。支援できるボランティアの増員や日本語教室開催日の拡充などの対策が必要になっています。
- ・また、日本語教室の学習者等に対し、NPO団体等が実施する事業への参加を促し、外国籍住民に対し、地域社会への参加・参画の機会をつくっていく必要があります。
- ・本町を生誕地とする松江開府の祖、堀尾吉晴公を縁に四百有余年の絆を持つ両市町が、この歴史的な結びつきを一層強くすることと、共創・協働のまちづくりのもと、産業、歴史、文化、教育など幅広い分野における友好と親善を深めることを目的に、2015（平成27）年8月に島根県松江市と姉妹都市盟約を結びました。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域に住む外国人との交流・共生に対する満足度	41.4%	50%	55%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
多文化共生・交流	(1) 国際交流の促進	①草の根の国際交流活動の促進	43111
		②国際理解教育の充実	43112
	(2) 多文化共生の推進	①外国人住民の生活環境整備	43121
		②外国人住民の地域社会への参画促進	43122
	(3) 地域間交流の推進	①松江市との友好交流の推進	43131
		②多様な地域間交流の促進	43132

施策の内容

(1) 国際交流の促進

①草の根の国際交流活動の促進

外国人住民との草の根の国際交流を通じて、国際理解教育の推進及び在住外国人の地域社会への参画を促進するために、NPO団体等による交流事業に幅広い地域住民の参加を促すなど、国際交流団体の活動を積極的に支援します。

②国際理解教育の充実

地域における国際理解を推進するため、外国人住民が講師となる子ども向け及び大人向けの国際理解講座や、中学生・高校生・大学生を海外に派遣する事業の充実を図ります。

また、NPO団体等と連携し、国際交流や多文化共生を担う人材の発掘及び育成を進めます。

【主要事業】

- ◆多文化共生啓発
- ◆海外派遣

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
国際理解講座等への参加者数	150人	200人	250人

(2) 多文化共生の推進

①外国人住民の生活環境整備

外国人にやさしい生活環境を整備するため、外国人住民が気軽に集える場、交流・

相談できる場として、町民活動センターにおける「多文化共生」の機能を充実させるとともに、外国人住民と一緒に生活情報や防災情報の多言語化を進めます。

②外国人住民の地域社会への参画促進

日本語教室や国際交流団体による交流事業等への参加を通じて、外国人に日本での生活や文化についての理解を促すとともに、地域社会について知り、参加するきっかけづくりを進めます。

また、NPO団体等と外国籍住民の協働を通じて、交流事業や地域の活動について主体的にアイデアを出し合い、自ら企画運営に参画できる機会をつくります。

【主要事業】

- ◆日本語教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
外国籍住民の地域活動・イベント等への参加数	50人	150人	200人

(3) 地域間交流の推進

①松江市との友好交流の推進

国宝松江城を築城し、松江を開府した堀尾吉晴公の生誕地が大川町であるという縁により民間交流が始まった松江市との友好交流の今後の方法や内容について検討し、その充実に努め、様々な角度から友好交流の推進に努めます。

②多様な地域間交流の促進

町内では得ることのできない自然や歴史・文化、観光などの体験の機会を住民に提供するため、宿泊助成事業であるリフレッシュ・リゾート事業でつながりのある日間賀島や昼神温泉、下呂温泉等との交流や、東日本大震災の支援をきっかけとしてつながりが生まれた岩手県遠野市、宮城県南三陸町との交流を継続的に進めるとともに、新たな地域との交流についても柔軟に対応していくよう努めます。

【主要事業】

- ◆リフレッシュ・リゾート

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
リフレッシュ・リゾート事業利用者数	2,798人	3,000人	3,200人

2 平和行政

現状と課題

- ・本町は、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1985（昭和60）年に「非核平和宣言」を行い、2014（平成26）年に「平和首長会議*」に加盟しました。
- ・平和教育の一環として、毎年8月6日の広島平和記念式典へ中学生を派遣し、核（原子爆弾）を使用した戦争の悲惨さ、平和の尊さを感じ学び、大口町平和祈念式でその報告をすることにより住民に伝え、核兵器廃絶を訴えるとともに平和意識の高揚を図っています。
- ・高齢化に伴う被爆者や戦争体験者の減少と戦争体験のない戦後生まれ世代の増加が進む中、核兵器の悲惨さ、戦争のない平和な世界の大切さをいかにして次世代に語り継いでいくかが課題となっています。

* 平和首長会議

世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする団体（※暫定定期にここに記載。最終的には巻末の語句解説へ）

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
多文化共生・平和	(1) 平和意識の高揚		43210
	(2) 児童・生徒を対象とした平和学習の推進		43220

施策の内容

(1) 平和意識の高揚

核兵器による被害の悲惨さを次世代に語り継いでいくため、中学生の広島派遣と平和祈念式の開催を継続するとともに、原爆パネル展示による非核平和宣言の普及に継続して取り組みます。

また、戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、各種戦争資料を活用したパネル展示や広報紙、ホームページを通じた啓発活動により平和意識の高揚を図ります。

(2) 児童生徒を対象とした平和学習の推進

原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、中学校での原爆展や広島への中学生派遣とその報告会を毎年継続して実施し、児童生徒を対象に被爆体験講話等を学校や町内関係団体と協力して開催するなど、平和教育を推進します。

【主要事業】

- ◆中学生広島派遣
- ◆パネル展示実施

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2009年度(平成21年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
広島平和記念式派遣事業	実施	継続	継続